

令和4年10月3日  
三次市地域振興部定住対策・暮らし支援課

---

---

## ふるさと納税サイト「さとふる」での 寄附の受付開始について

---

---

三次市では、「しあわせを実感しながら、住み続けたいまち」をめざし、みなさまからのご支援をまちづくりに活用させていただいています。この度三次市では、本市産品の更なる魅力発信、寄附受付窓口の拡大のため、新たにふるさと納税サイト「さとふる」での寄附の受け付けを開始しました。

- 1 寄附受付を新たに開始したふるさと納税サイト  
ふるさと納税サイト「さとふる」
- 2 決済の方法  
クレジット決済、コンビニ決済、PayPay オンライン決済、ソフトバンクまとめて支払い、auかんたん決済、d払い、ペイジー
- 3 受付開始日  
令和4年10月3日（月）10時から
- 4 その他
  - (1) ふるさと納税の制度上、三次市民の方に返礼品を贈呈することはできません。
  - (2) 三次市民の方からの寄附を含め、いただいた寄附金は、控除上限額の範囲内で寄附金税額控除の対象となります。

---

### 本件に関するお問い合わせ先

---



三次市 地域振興部 定住対策・暮らし支援課  
定住対策・暮らし支援係(担当/山本 永井)  
電話番号:0824-62-6129 FAX番号:0824-62-6235  
E-mail: teijyu@city.miyoshi.hiroshima.jp  
〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号